

令和2年11月定例会 防災・感染症対策特別委員会(事前)

令和2年11月27日(金)

[委員会の概要]

福山委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○新型コロナウイルス感染症への対応について(資料1)

○「旧印刷センター」防災拠点施設等改修事業について(資料2)

○徳島県立西部防災館の指定管理候補者の選定結果について(資料3)

○新型コロナウイルス感染症の状況について(資料4)

○新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果について(資料5)

○新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度の利用状況について(資料6)

○旧徳島県立海部病院における「宿泊療養施設の運用開始」について(資料7)

志田危機管理環境部長

それでは、今定例会に提出を予定いたしております防災・感染症対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。私からは、歳入歳出予算の総括及び当部関係について御説明を申し上げ、引き続き、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしく願います。

お手元には、11月補正予算の先議分として防災・感染症対策特別委員会説明資料、及び11月補正予算の通常分として防災・感染症対策特別委員会説明資料(その2)の2冊をお配りしております。

まずはじめに、防災・感染症対策特別委員会説明資料を御覧ください。令和2年度11月補正予算の先議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の緊急対策分であり、迅速かつ円滑な事業実施により、効果の早期発現を図る観点から、先議をお願いするものでございます。

説明資料、1ページをお開きください。一般会計の総括でございまして、補正予算額は、総括表の最下段計欄の、左から3列目に記載のとおり、64億8,047万9,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、1,066億687万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理環境部関係につきまして、御説明を申し上げます。

総括表の一番上、左から3列目の欄に記載のとおり、1,200万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、49億5,223万円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明を御説明申し上げます。

危機管理政策課におきまして、防災総務費の摘要欄、①のア、新型コロナウイルス感染症対策啓発強化事業では、先般制定をいたしました新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の実効性を高めるため、ガイドライン実践店舗数拡大を図るための経費や、県をまたぐ人の移動が盛んとなる年末年始において、県民や事業者の方々、また県外から来県される方を対象に、新型コロナウイルス感染症対策の普及啓発を行う経費として1,200万円の補正をお願いしております。

11月補正予算の先議分にかかる説明については以上でございます。

続きまして、11月補正予算の通常分につきまして、お手元の防災・感染症対策特別委員会説明資料(その2)により、御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。一般会計の総括でございます。補正予算額は、総括表の最下段計欄の、左から3列目に記載のとおり、1億1,263万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、1,067億1,950万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理環境部関係につきまして、御説明を申し上げます。総括表の一番上、左から3列目の欄に記載のとおり、1億263万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、50億5,486万円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明についてでございます。

とくしまゼロ作戦課の防災総務費の摘要欄、①のア、「旧印刷センター」防災拠点施設等改修実施設計事業では、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、リタイアインフラである旧印刷センターを防災拠点施設等として活用するため、改修に向けた実施設計に要する経費として7,700万円の補正をお願いしております。

また、①のイ、災害時燃料供給体制確保事業では、南海トラフ地震などの発生時、沿岸部では津波による甚大な被害が想定され、迅速な救助活動を実施するためには、燃料供給体制を確保することが重要となることから、タンクローリーと直結することで給油が可能となる移動式の燃料給油機を配備するための経費として、2,563万円の補正をお願いしております。なお、この事業の財源につきましては、全額国庫でございます。

5ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。先ほど御説明させていただきました、「旧印刷センター」防災拠点施設等改修実施設計事業につきまして、来年1月15日の2次設計コンペ終了後に契約交渉を行い、その後、年度末までに改修実施設計の着手を見込んでおりますが、設計完了までにおおむね6か月程度の期間を要するため、年度内の設計完了が困難であることから、7,700万円の繰越しをお願いするものであります。なお、繰り越した予算につきましては、早期の完了に努めてまいります。

7ページをお開きください。債務負担行為についてでございます。徳島県立西部防災館の管理運営協定につきまして、令和3年度から令和7年度までの期間で、限度額1億4,435万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

8ページを御覧ください。その他の議案等の指定管理者の指定についてでございます。

徳島県立西部防災館につきまして、指定管理者の公募と選定を行った結果、四国開発土木株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際3点、御報告いたします。お手元の資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

9月定例会以降の動きについて、御説明いたします。10月17日の県対策本部会議におきまして、8月以来となるクラスターが発生したことにより、感染の広がりを押さえ込むため、徹底的な疫学調査と封じ込め対策を実施いたしました。また、20代の若者の会食の場においてクラスターが確認されたものであることから、専門家会議の御意見を踏まえ、若者の皆様に対する注意喚起を実施しました。さらに、条例の更なる浸透を図るため、各部署と連携し、企業、団体に対して事業者版のスマートライフ宣言の徹底やガイドライン実践店ステッカーへの参加について、働き掛けを行いました。

11月5日の県対策本部会議におきましては、年末年始に向けての、県民、事業者の皆様に対するお願いとしまして、感染リスクが高まる「5つの場面」での注意や、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫などについて御留意いただき、感染防止に取り組んでいただけるよう、お願いしたところでございます。また、県職員の特別休暇としまして、とくしまウィンターブレイクを設定し、必要な業務体制を確保した上で、職員が年末年始に分散休暇を取得しやすい環境を整えたところでございまして、事業者の皆様におきましても、県の取組を参考にして、休暇の分散取得に取り組んでいただけるよう、要請をしたところでございます。

今後とも、全庁を挙げて、感染拡大防止に取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。「旧印刷センター」防災拠点施設等改修事業の現在の取組状況についてでございます。マリンピア沖洲の旧印刷センターにつきましては、去る9月4日に徳島新聞社との間で譲渡に係る覚書を締結し、9月14日には、災害時の防災機能と平時の利活用を併せて提案していただく、設計コンペの募集を公告いたしました。

この設計コンペには、総数34件の応募を頂き、11月12日に外部有識者等で構成された審査委員会による一次審査において、5作品を選定いたしました。一次審査を通過した5者については、2の(2)に記載のとおりでございます。裏面を御覧ください。一次審査を通過した5作品の概要といたしまして、作品名と、提案のあった平時の主な用途を記載してございます。

今後の予定といたしましては、現在、一次審査を通過した5作品に対する御意見を、一般の皆様からウェブ上で広く募集しているところでございます。その後、1月15日に開催する二次審査において、最優秀作品を決定し、実施設計に向けた協議を行うこととしております。早期に施設の供用を開始できるよう、2月には実施設計に着手してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧ください。徳島県立西部防災館の指定管理者の指定についてでございます。徳島県立西部防災館につきまして、指定管理者の公募と選定を行った結果、四国開発土木株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。なお、選定結果等につきましては、資料を御参照いただければと思います。

以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

仁井谷保健福祉部長

保健福祉部関係の提出予定案件でございます。保健福祉部も予算が二つに分かれておりまして、先議分と通常分がございます。まず先議分でございます。

委員会説明資料の1ページをお開きください。表の上から2段目が保健福祉部でございます。左から3列目の補正額に記載のとおり、60億4,847万9,000円の増額をお願いしたいと考えております。財源の内訳は右の欄に記載のとおりでございます。括弧内に記載のとおり大部分が国の支出金でございます。

内容でございますが、3ページを御覧ください。

まず、医療政策課でございます。摘要欄にア、イ、ウと内容が三つございまして、一つは、入院患者のための病床確保事業で52億5,600万円余りでございます。重点医療機関などにおきまして、新型コロナウイルス感染症の患者の入院受入をいたしております。そのための空床確保料を病院に対して補助しておりますが、その補助上限額の引上げがあったということ、また、年度末までの期間の延長があったことに伴う増額でございます。(イ)の軽症者等の療養体制確保事業4億100万円余りでございます。軽症者や無症状の方が療養するためのホテルの借上げとしまして東横イン、また医療従事者などの滞在施設として県内の六つのホテルを確保いたしております。その年度末までの借上げの延長のための経費でございます。併せて旧海部病院の改修をいたしまして、こちらも軽症の方の療養施設として運用が可能となる体制が12月から整います。その運営費も一部含まれてございます。

(ウ)の医療従事者支援事業、3億6,000万円でございます。これは、本県独自の取組でございます。身近なかかりつけ医におきまして診療、検査、協力医療機関として発熱患者の治療を行っていただく体制を始めております。新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の対応をされた医療従事者に対して、医療機関から危険手当を払う場合にその危険手当の補助を行うものでございます。

もう1点、健康づくり課の関係でございます。摘要欄に記載しております、「受診・相談」機能強化事業3,000万円といたしまして、従来保健所で帰国者・接触者相談センターとして相談を行っておりましたが、これを新たな受診相談のためのコールセンターに委託をしまして、相談窓口の一元化や体制の強化を図るためのものでございます。

先議分は以上でございます。通常分でございます。説明資料(その2)を御覧ください。

1ページに総括表を載せてございます表の上から2段目が保健福祉部でございます。左から3列目の補正額に記載のとおり、1,000万円の増額をお願いしたいと考えております。財源は全額国庫支出金でございます。

内容は3ページでございます。

医療政策課関係で摘要欄に記載のとおり災害時歯科保健医療提供体制整備事業でございます。災害時の避難所におきまして、避難所生活が長引きますと、口腔内の環境が悪化する、それに伴いまして、^{ごえん}誤嚥性肺炎などの疾患につながるおそれがあるということがございますので、これを防止するため、避難所等で歯科保健医療活動を実施する者に対し、必要な器具、器材の整備の補助を行うものでございます。

補正予算関係は以上でございます。この際1点、御報告申し上げます。

資料4を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の状況についてでございますが、11月26日現在でまとめております。県内の発生状況は、累計で180名、11月は16名となっております。

2、検査の状況でございます。まず、検査の実績としまして11月は285件と記載しておりますが、10月に比べて若干、件数が減っているように見えるのですが、ここで拾っている数字が県の保健製薬環境センターで行っているPCR検査のみということでございまして、実は11月から始まりました新しい診療検査のための新体制におきましては、いわゆる簡易検査、抗原定性検査というものがかなり導入されてきております。一方でPCR検査はその抗原定性検査で陽性となった場合の確定のために使うというような形が主流となってきました。若干検査数が減っているように見えるということでございます。

いずれにしましても検査体制の強化は図っております。公立、公的医療機関へのPCRの検査機器は現在まで7医療機関において機器導入済みとなっております。また、地域外来検査センター、いわゆるドライブスルーの検体採取のセンターでございますが、南部、西部でも増設をいたしまして、東部2か所と合わせて、県内で4か所の体制を構築しております。

また、検査需要といたしましては、季節性インフルエンザとの同時流行を踏まえますと、過去のインフルエンザの発熱患者の数から推計すると一日最大3,500件の検査が必要になる可能性があるということでございまして、これに対応するために県のPCR検査、また医療機関におけるPCR検査、それから民間医療機関によるPCR検査と抗原検査、これを組み合わせまして検査需要をこなしていこうという体制を構築しております。

最後に、医療提供体制についてでございます。診療・検査協力医療機関、かかりつけ医さんでございますが、297医療機関の御協力を得まして、発熱患者への対応を行っているところでございます。

併せまして、入院の対応でございますが、国全体としまして、非常に病状のひっ迫もあるということで、入院勧告の対象者は高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある人などに絞るといふ方針も出ているところですが、本県におきましては、まずは一旦、入院していただきまして、状態を見極めた上で、軽症であるという場合はホテルのほうにも移していくという運用をしているところでございます。現状は全て入院をしていただいているところです。

その他、軽症者向けのホテルの確保、あるいは旧海部病院の運営の開始につきましては、先ほど予算の中でも申し上げたとおりでございます。

保健福祉部関係は、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

玉田商工労働観光部副部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明させていただきます。まず、開会日での議決をお願いする補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

その2と記載がない資料の1ページをお開きください。令和2年度一般会計につきましては、補正額欄の3段目に記載のとおり、4億2,000万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、172億1,133万円となっております。

次に、5ページをお開きください。課別の主要事項説明でございます。

商工政策課の中小企業指導費の摘要欄の①のア、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業でございます。この事業は、県内事業者の業種別ガイドラインに基づく新しい生活様式の実装を20万円、50万円、100万円のメニューを設定し、助成率10分の10で支援するものでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止条例の施行等もあいまって、多数の申請が、今後、見込まれるところです。

この度の補正予算案におきましては、期限としております12月28日までに申請をいただいた事業者の皆様を取組を支援するため、4億2,000万円の増額をお願いいたします。

商工労働観光部において、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

続きまして、この際2点御報告させていただきます。

第1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果についてでございます。お手元の資料5を御覧ください。

当部におきましては、3月から、県内企業への実態調査について、継続して実施しており、11月4日から18日までの間、商工団体、県民局と連携し、幅広い業種を対象に今年度5回目となるフォローアップ調査を実施しております。

今回の調査では、売上や、経営と雇用の状況、国や県への要望といった項目について、220社から回答を頂いた状況を、取りまとめております。

まず、1、売上の状況でございますが、前年同月より売上が減少していると回答のあった事業者の割合は、8月が79パーセント、9月が77パーセント、10月が67パーセントとなっており、業種別では、宿泊、観光、旅行、飲食、イベント業などの観光関連産業におきまして、各月の実績とも8割以上が、前年以下、また、製造業におきましても、6割以上が前年以下との回答をいただいております。数値にやや改善がみられるものの依然として、幅広い業種において厳しい状況にあるものと認識しております。

2の経営と雇用の状況でございますが、まず、経営の面において、融資制度等の活用により、運転資金を確保しているといった状況、国のG o T oキャンペーンや県のとくしま応援割といった需要喚起策の効果が徐々に現れている、といったお声をいただいております。また、雇用の面では、現状、雇用調整助成金を活用し、雇用の維持に努めているという企業が見られる一方で、部門により人員不足が生じており、増員を計画しているなどのお声も寄せられており、国、県の施策を活用いただきながら、依然として厳しい経営環境のなか、一部では、持ち直しの動きが見られるものとなっております。

国、県への要望といたしましては、資金繰りの支援拡充や雇用調整助成金の継続など、長引く影響による資金面、雇用面の継続支援、また、国のG o T oキャンペーン事業などの経済対策や観光振興施策の充実といった、御要望も寄せられているところであります。

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大の傾向にあり、第3波の影響が懸念されるところでございますが、今回の調査を通じて頂戴いたしました皆様方の現状や御要望をしっかりと受け止め、国への積極的な提言も引き続き行うことにより、県内の業と雇用を守り、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

第2点目は、新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度の利用状況についてござ

います。お手元の資料6を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響の拡大を受け、当部で実施している緊急の支援事業の11月19日時点での利用状況につきまして、取りまとめましたので、御報告申し上げます。

まず、1の新型コロナ対応！企業応援給付金につきましては、危機管理調整費を含め、現計65億9,500万円の予算に対しまして、5,203件、38億7,201万円の申請を頂いている状況でございます。

次に、予算の増額をお願いいたしております2のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金につきましては、危機管理調整費を含めまして、補正前の現計25億円の予算に対しまして、5,532件、20億1,982万円の状況となっております。

3の、この夏、実施いたしました県民限定の宿泊割引制度である夏の「とくしま応援割」につきましては、9月20日をもって、申請受付を終了し、4万人泊分、2億円の予算に対しまして、4万2,558人泊の御利用をいただき、現時点で1億9,494万6,300円の支出状況となっております。

説明及び報告につきましては、以上でございます。よろしく御報告申し上げます。

梅田病院局長

病院局から、この際、1点御報告させていただきます。資料7を御覧ください。旧徳島県立海部病院における宿泊療養施設の運用開始についてでございます。

旧徳島県立海部病院につきましては、これまで、新型コロナウイルス感染症の軽症者、及び無症状者の方々に宿泊療養していただく施設として、改修工事を進めてまいりましたが、11月末に、4階部分が完成し、その後、備品搬入や運営に向けたシミュレーション等を実施し、来る12月24日木曜日に、運用開始いたします。

運用開始に先立ち、12月23日水曜日に、県議会議員の皆様をはじめ、関係者の方々、また地元住民の皆様への見学会を開催させていただきたいと考えています。

なお、3階部分を含めた全ての階につきましては、来年3月を目途に、可能な限り早期の完成を目指し、引き続き、鋭意、工事を進めてまいります。

報告事項の御説明は以上でございます。よろしく御報告いたします。

榊教育長

それでは、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料(その2)の6ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。学校教育課における総合教育センター管理運営費では、GIGAスクール構想加速化事業におきまして、繰越予定額、1,063万8,000円をお願いするものでございます。

なお、報告事項はございません。よろしく御報告いたします。

福山委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に

関する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

西沢委員

まずは、資料5の新型コロナウイルスの感染症の影響拡大にかかる県内企業への実態調査結果ということで、220社からの回答があったということですが、220社だけではちょっと全体像が把握しにくいので、220社というのは全体の何割ぐらいの回答があったのですか。

島田商工政策課長

ただいま、西沢委員から、この実態調査の結果について御質問いただいたところでございます。

現在、商工団体を通じて、要望調査をしているところでございますけれども、約380社程度に対してアンケート調査を実施しております、その内220社から回答を頂いたところでございます。

西沢委員

その中で、宿泊観光旅行・飲食業、それは大体中小企業かな。それと製造業とあるので、中小企業とか大企業とかに分けて、その中で回答が返ってきたのが何割ぐらいですか。そこまでは分からないですか。

島田商工政策課長

後ほど御説明させていただきたいと思っております。

西沢委員

まず全体の中でどれだけの返答があったかというのが少し分かりづらいところがあるので、お聞きしました。

それともう一つ、旧海部病院の第1段階の工事が大詰めを迎えておりますけれども、旧海部病院の辺りというのは津波に対して避難場所が非常に少ないですね。

だから旧海部病院は避難場所としてすごくいい所なのです。特に牟岐町の役場があるあの地域というのは、役場そのものが駄目だろう、潰れるだろう、その辺の農協も駄目だろうということで、高い建物というのは当然旧の小学校付近、いろいろあるのですけれども、この旧海部病院も避難場所としては最適なですね。

ところが工事中は駄目ですという話があったりして、でも多分いざとなったときには避難するでしょうけれども、例えば新型コロナウイルスの関係で、中に軽症者の患者さんが入っているというときでも避難できる体制ということで、川側の扉からすぐに避難階段がありますので、そこをどうにかできないかということを書いてありました。

これは今回の工事の部分なのかと思うのですが、即応体制でできないのですか。町に金が余らないので、いつも何かすると何年か掛かってしまうのですけれども、県が応

援してこの東側の扉の改修、そしてそこからすぐに4階に上がる階段がありますので、そのあたりができるようにできませんか。

南海トラフの南海地震が今にも来そうなという時ですから、県が応援してまたは肩代わりしてするとか、町がすぐにできるのならそれでいいのですけれども、そのへんはどのようなのですか。

梅田病院局長

今、西沢委員から、旧海部病院の一時避難所としての利用の事かと思えます。委員がおっしゃられたように、旧海部病院につきましては、工事中については、一時避難所の利用はできないということで町と話をしておりました。

今回工事が完成するということが、現在協議中ですがけれども、新型コロナウイルス感染症の方がいないときには、12月1日から利用するという方向で今調整しているところでございます。

それとお話がありました東側の入口につきましても、町のほうで鍵を付けていただきまして、今回12月から利用できる方向で最終調整しておりますので、よろしく願いいたします。

西沢委員

今回、出来たのは4階だけですので、そういう軽症者はまずは4階ですかね。そのときでも3階はまだ出来ていませんよね。工事中ですから、なかなか入ることもかなり厳しい、県はオーケーを出しませんよね。

でも、避難する所としては、4階の事務局のほうを通るのですね。患者がおられるのですから、患者と分離された所というのはゼロではないわけですね。そういう体制というのは町と話していますか。どんな場合でも避難ができるという体制という話をしていますか。

梅田病院局長

今、患者がいるときの避難についての御質問であったと思えます。患者がいらっしゃる場合につきましては、町とも話をしているのですけれども、これについては感染のリスクがあるということで、原則、その場合には一時避難所としては使用しないということで調整をさせていただいております。

西沢委員

NTTとかあの辺りにも逃げなさいという話もあるのですけれども、NTTはフェンスがあって、そしてまた扉があってなかなか簡単に入っていけるかどうか分からない状況なので、ここからはまだ200メートルはあるので、それもちょっと遠いので、やはり、どういふときにでも一部だけでも使えるという体制というのが必要だと思うのですよ。

最低3階以上というのが、津波に対する避難場所でしょうけれども、やはりできるだけ避難できるように、そして住民にもこういう形でここだけは避難できるとか、そういう体制の発表とか、今回は12月1日からこうできますと言っても町民は知りませんよね。だから、そのあたりのお知らせとか、そんなのも加えてしっかりやってほしい。誰かまとめて

いただきたい。

梅田病院局長

西沢委員から、お話がありました町との話合いと言いますか、調整につきましては、今後におきましても十分行ってまいりまして、できるだけ町の要望に応じて運用できるような形で行ってまいりたいと考えてございます。

西沢委員

町民にもきちんと、こういうふうなことで使えますという報告なり、お知らせがなかったらなかなか分かりませんよね。そのあたりも含めてよろしくお願いします。

岡本委員

少し新型コロナウイルス対策のことなのですが、農林水産省が国の第一次補正予算において創設をした高収益作物次期作支援交付金というのがあるのですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた園芸農家を支援するため、生産者の次期作への取組に対して助成される、そういう理由であったかなと思うのです。

10月にこういう文書が出るのはまずないのですが、今は農林水産省中国四国農政局長で、徳島県にも居た塩屋さんから、高収益作物次期作支援交付金に関わるお詫びのお知らせという文書が全部の農家に回ってきました。

多分私もそうですが、岩佐委員も生産者の皆さんにいろいろ言われてというか、本当に正直大変なことになっています。

生産者にすごい混乱が生じているし、マスコミにも取り上げられたのですが、国の事業なので国会議員とも何回もいろいろやって大分見えてきたのだけれど、本当に不思議な事が実は起こってまして、今の現状というか、その内容というのはどうなっているのか簡単でいいですのでお願いいたします。

福岡もうかるブランド推進課長

委員から御質問を頂きました国の高収益作物次期作支援交付金についてでございます。

この事業は県を經由せずに国が市町村協議会であったり、JAに直接交付する事業スキームとなっております。委員のお話のとおり、この制度は今年の2月から4月に出荷又は廃棄された野菜、果樹、花き、茶について新型コロナウイルスの影響を受けたというふうにみなしまして、品目は問わず、減収額の確認なども求めないなかで、生産者が次期作に取り組む面積に対して助成される運用ということでございました。

そうした運用に従いまして、申請手続が進んでいたところでございましたが、国のほうから必ずしも新型コロナウイルスの影響があったとは言えない申請も含まれているということで、支援対象を売上げが減少した品目に限定すると、あと支援対象面積を売上げが減少した品目の作付け面積に絞り込むといった要件を変更いたしまして、制度の運用の見直しを行ったものでございます。

この見直しによりまして、交付額の減少であったり、交付対象外となる可能性もあること、更には申請時の事務負担の増加が懸念されるということに加えて、交付金を見込

んで既に機械や施設などの設備投資などを行っていた生産者の方々に混乱が広がっていたというところがございます。

こうした状況を受けまして、国も10月30日に追加措置といたしまして、設備投資を行った生産者に対しまして、当該設備等の取得費に係る支援を公表しております。

岡本委員

これだけにかかわらず、新型コロナウイルス感染症対策と頭につけると、何となくすっといっている現状が他にもあるのかもしれませんが、今お話があった減収額の確認をしてなかったのですね。

財務省が思い切り怒りまして、必ずしも新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないものまでうんぬんというのはどうかなという話になった。ただ農家の方ばかりですから、きちんと申請をして農協が手をつけてオーケーということになって、それが駄目ですと、一旦全然駄目になって、実はそれでパニックになっていました。

本当は、県はこのよなときどうするのかということをお願いのだけれど、その前にもう少しその今把握している状況を。皆が大変困っているの、岩佐委員も聞かれて大変困っていると思うのだけれど、分かっている範囲で結構ですので、もう少し状況の説明を。

福岡もうかるブランド推進課長

状況ということですが、生産者の皆様とか、それから実施主体であります地域協議会などからも、その運用の見直しに至った経緯であったりとか、追加措置の内容、そういったものが分かりにくいというお声も多くございまして、それを受けまして農林水産省の中国四国農政局においては、事業実施主体となる各市町村の協議会であったりとか、JA、こういったところを対象に運用の見直しや追加措置について、それぞれ説明会を開催し周知を図っているところがございます。

同様に、生産者の皆様に対しましても説明会を開催するなど丁寧な説明に努めていると伺っております。

また、提出書類の簡素化であったりとか、申請期限の延長、こういったことも併せて行いまして、申請にかかる事務負担の軽減ということも図ってございます。

状況としては以上でございます。

岡本委員

大体分かるのだけれども、県はこのよなときに何かするの。

福岡もうかるブランド推進課長

県といたしましても県の農業支援センター、こういった所を通じまして、関係機関の皆様との情報共有に努めますとともに、事業実施主体からの相談にも応じるなど、対象となる生産者の皆様が円滑に交付が受けられるよう、サポートをしてまいりたいと考えてございます。

岡本委員

県が直接ではないのでよく分かるのだけれども、でも農家の方に言わせたら、県はどんなことをしてくれるのでしょうかという声は本当にあるのです。

今の話でいくと、動き出したのだけれど、要は第3次補正案は次の補正なのですよ。だから、そのことを御理解いただいて、県としても徳島県の農家の方が大変な混乱の中にあつて、大変困惑しているという現状ですから、少しは安心させてあげなくてはいけないと思うのです。追加措置は、もう1回言うけれど第3次補正ですよ。

部長は得意だから、その辺を頑張ってください。国の事業で、JAが主体となっているけれども、県が直接ではないにしろ、やっぱり県民が農家ですから、県がしっかり対応してほしい。だから県として親切に丁寧にするというのが要ののだろうと、もっと言うとした書類を全部今やり替えているのです。今月いっぱいです。

こんなことを言ったらあれですけども、農家の人はそういう書類を作るのは、あまり得意ではないのです。

最初に出したものをバサッと駄目と言われて、また書くのという感じで多分正直かなり申請をしないかなと思っています。

だから、もう1回言うけれど、国の事業ですから。そんなとき、県は、丁寧に親切に何らかの対応をしてあげたらいいのかなと。

でも、国の事業で県を通さないでどこかJAとかで、というのは結構多いのですよ。例えば、うちだったら商工会とかね。そのときに、昔はそうではなかったけれど、今予算が県を通らないときは、県はあんまり関係ないですよという見方になっているのです。それは決して良くない、この事だけではなくて、みんなそうなのです。

だから、予算が県を通過してなくても、要は県民に関係することだから、そこはトータルとしてしっかり勉強していただいて、県として答えられるものは、しっかり答えて対応して欲しいと思います。

言いたいのはしっかりフォローはしてほしい。これ以上は答弁はいいですから。

もう一つ、たまたま第3次補正という話になったので、これは答弁はいいですけど、この防災・感染症対策特別委員会の中で、今一番大事な旬の話題というか、来年、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が3月に終わります。

知事と一緒に、何回も霞が関や永田町に行ったのですが、要は3年は終わるけれど、次の5年間もしっかり国土強靱化のための予算をしっかりとやりましょうとまでは言っているのです。前は7兆円でしょう、今度5か年で15兆円うんぬんといって、それはまだ決まっていない。

もう一つは、それを、補正予算にするのか、当初予算にするのか、これもまだ決まっていない。

あと何日かで決まるのだろうと思うのですが、なぜこんなことを言うかという、これがきちんとならない限り、徳島県は大変なことになる。知事も本当によく動いているし、元々恒久化と言われていたけれど、5年延長できたら、恒久化と変わらないと知事にも言ったのですが、問題はそれの計画だけではなくて、財政措置が今までどおりしっかりいかいかないかというのは、うちの来年度の予算と国土強靱化に大きく影響するのではないですか。だから、それを何で答弁をしないかという、そちらに答弁をしてというのは気の毒だからね、決まっていないから。

でも、その思いをしっかりと持って、全庁一丸となってその事に努力をしてください。
あと何日かです。今一番大事な時だと思うので、そのことはお願いをして終わります。

谷本県土整備部副部長

今、岡本委員から、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の次の予算について、どうしていくのかというお話を頂きました。

先日、11月20日に、岡本議員、古川議員ほか、徳島県議会自由民主党の議員の方々に国のほうに行っていただきまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のあとの予算措置ということで、国に政策提言していただきました。

その折にも、当然5か年の予算を確保するのと、あとその事業メニュー拡大、充実するという提言もしていただきました。

また、その中でも地方財政措置ということで、今、「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」というものがあります。

その他にも、緊急自然災害防止対策事業債、更には緊急防災・減災事業債という、有利な地方財政措置がございまして、そのあたりも引き続き延長することを要望していただいたところでありまして、今後、引き続きまだ勝負はついていないのですけれど、県としても声を高く、そのあたりを訴えていきたいと思っていますので、また御支援のほどよろしくお願いたします。

岡本委員

正に、今、後のほうに言っていた分ね。県民の人が言っているのは、この二、三年で急に砂利も取るようになったし、川の中にいっぱい生えているのもたくさん取れた、すごいねと言ってくれています。

正に、それはさっきの後の答弁で言っていた、要するにその確かな事業債というのか、それがあつたからできたのであって、それが無くなると大変なことになりますので、更に頑張ってください。

黒崎委員

いろいろな委員会がありますので、その中で既にお話をなさっているかもしれませんが、関西広域連合との関係であります。

関西エリアで新型コロナウイルス感染症が大変な状況になっておりまして、医療崩壊もあるかもしれないというような報道まで出始めております。

関西広域連合の中で、もし医療崩壊というものが起こる可能性がある、あるいは起こる前段であるというようなことになった場合に、徳島県も入院患者のための病床確保事業ということも今回予算も出ておりますが、関西広域連合からのSOSで、徳島県も重症者は無理でしょうけれど、軽症者、中症者あたりは受け入れるということも想定はされているのでしょうか。言えるのであったら言ってください。

美原広域医療室長

黒崎委員から、関西広域連合管内における患者につきまして、関西広域連合でそういう

要請が出た場合、徳島県で受け入れるのかどうかという問いだったかと思います。

これにつきましては、まず関西広域連合におきまして、3月15日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、三つの申合せを実施しております。

その中身につきましては、医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通、それから検査の広域連携、更に広域患者搬送に関する連携ということでございます。

この広域患者搬送につきましては、重症患者については搬送が難しいということから、中等症あるいは軽症等につきましては、調整を行うというような申合せでございます。

しかしながら、現状関西地域でかなりの新型コロナウイルス感染症が発生しており、特に大阪府におきましては、昨日も300人を超え、特に重症病床がひっ迫するかもしれないというような報道がなされているところでございます。

これにつきましては、実際にその三つの申合せをしておりますけれども、具体的に実態に応じた対応をしていかなければならないと。

具体的にどうするか、現時点におきましては各府県、まずは個別の団体からの申し出がありまして調整を実施するということになるのですが、現在そういう申し出は来ておりません。

ただ、その実態に合わせた形でどういう協力・連携が関西広域連合を構成する構成府県市の中でできるか、そういったものをまずはいろいろ相談させていただいて、どういう支援が可能かどうか、実際に起きた時に検討してまいるというところでございます。

黒崎委員

立場は分かるけどね。実際に起きた時から話し合いを始めるなんていうのは、ナンセンスで遅いのではないですか。もう既にそういう状態になっているので、想定をして、やる必要があるのではないかなと思います。

我々、議会も今現状のことだけしゃべっているのと違いますからね。我々議会は、将来のことも踏まえての議論をやるのが仕事でございます。大変重要な仕事なのです。

関西広域連合の医療がもう崩壊するというSOSが出るということを想定して搬送のルートであったり、どこが受けるのかであったりというのは、話をされているのではないですか、そのあたりはどうかのですか。

美原広域医療室長

まず、実際にどこが受けるのか、支援の仕方というのが多様な形式がございます。

例えば、今現在、既に沖縄県あるいは北海道で感染者が増大したということに対しましては、まずは医療人材の派遣、例えば沖縄県につきましては、本県からも看護師の派遣、更に北海道につきましては保健師の派遣という形で、患者を動かすことなく医療人材を派遣したという実績もございます。

実際にどのような人材あるいはどのような方法で搬送するのかにつきましては、起こった所に、多様な可能性がございますわけで、どのような方策を考えるかということにつきましては、まず、実際に対応している各府県の状況というのを確認する必要があるということでございます。

実はこれは、井戸連合長もこの間のインタビューにおきまして、実態に応じた対応をす

べきであるという発言をされております。

一律の基準に基づいて行うのではなく、事実、ひっ迫すれば適切な所に空きを確保していくと、その調整を関西広域連合の広域医療局で担うということを発言しております。

実際にどういう事態が起きるか、現状は確かにひっ迫はしておりますので、常にそういうことを想定しながら事務も進めているというところでございます。

黒崎委員

今、正に医療が崩壊する、医療のハードの部分が崩壊する、あるいは人材が崩壊しそうだというような状況にあって、それはもうテレビでも報道されています。

そんなときに、多様な支援、多様な支援と言っても、足りないものは医者とその病気を治すためのハードな病院の受入れでしょう、ハッキリしているではないですか。

例えば、地元の病院、徳島県内の病院もそれに向かっただけの準備も必要ではないですか。もう決まっているのではないですか。そういう事がまだ言えないのですか。

それとも、もしこれが議論されていないというのだったら、怠慢この上ないですよ。もしそれが本当にそうであるならば、この議論は更に付託委員会でどんどんやっていきたいと思うのですが、県はそれに対して、多様な可能性がある、支援の仕方は多様な方式があるというところで、ぼやっとお話をされているのですけれど、我々議員としたら、予算もつけないといけません。そのあたりが、どのような事になっているのかということが分かっているのだったら、もっと言ってほしいと思いますよ。そここのところどうでしょうか。

美原広域医療室長

繰り返しになってしまうかもしれませんが、実際、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、各府県への患者搬送という事は、患者自身にもかなりの負担を生じるものだと認識しております。

それで、その事態、事態に応じましてベストの対応、まずは実際に対応しております都道府県の医療部局がどのように考えているか。

例えば、大阪府で発生したとしたら、その大阪府の医療当局がどのように支援を欲しているか、それに対してどのような支援をしていくのかということにつきましては、正に実際対応できる事につきまして、その都度対応していく、実態に応じた対応をしていくということと考えさせていただいております。

ですので、現時点におきましては、その具体的な内容につきまして、言及できる部分というのは非常に少ないというところで御理解いただきたいと思います。

黒崎委員

理解は大体していますよ。していますけれど、議員としての心の準備というのがあります。

例えば、想定ですけど、重症者は移動というのは無理でしょう。中症者、軽症者が移動する場合に、移動するのは普通の車でいいのか、から始まって、例えば大阪に近い所の病院を優先的にするのか、あるいはそうではなくて空いている受入れができる病院を優先的にするのか、そのあたりのことはお考えになっているのではないのですか。その辺もま

だお考えになっていないのですか。

仁井谷保健福祉部長

黒崎委員の御指摘のとおり、そのフレームは既に決めておりまして、重症患者はそもそも動かすことは難しいですので、重症患者対応の場合は医療の人材を応援のために派遣をするということにしましょうという申合せをしております。

軽症の方の場合は、ホテルを各府県において確保していますので、病院からホテルへ移っていただきましょうと。残りは中等症の方ということでございまして、感染症の患者ですので通常の車ではなくて、アイソレーターという陰圧装置を備えた車で運びましょうというルールになっております。

そのアイソレーターの陰圧の機能というのが、充電して走りますので、ずっと長距離は走れないということでございまして、移動距離としては1時間ないし2時間ぐらいで行ける範囲ということになると、やはり関西広域ということではありますが、隣合った府県同士で支援をし合うというフレームは申合せをしております。

実際の運用はどうしていくかというのは、これは正に各府県におきまして入院調整本部というのを備えております。

我が県にもございますけれども、患者が発生した場合にどの病院に入っていただくのか、特定の病院だけに負担がいかないように、平準化して割り振るという入院調整本部を各府県が持っておりますので、そこからのSOSのサインを出していただいたら直ちに調整に入るということになっております。大阪府などはかなり病床がひっ迫しているという状況ですので、当然大阪府から支援の要請があれば、直ちにそのフレームにのっとなって、では近くということになると、兵庫県、和歌山県というあたりが第一候補になってくるのだと思いますが、そこはそこでまた苦しいので、では次、支援ができるかというところを調整に入るというところでございます。

大阪府のほうに、どうですかということ、実は事務的には問合せをしているのですが、今の段階でまだSOSを出す段階ではないということで、あちらからお返事を頂いていまして、ただ、ありがとうございますというようなお返事は頂いているということでございます。

黒崎委員

部長からお話を伺いました。

事務的には、やり取りはしているということでございますので、これは関西広域連合の域内の県として、徳島県の場合は、大体180名弱の患者が出ていますので、楽なことではないのですが、近辺の他県が本当に医療が崩壊して困ったときには、致し方ないなど、そういう思いもいたします。

アイソレーターとさっきおっしゃったのですけれど、このアイソレーターというのは普通の車に取り付けが可能なのか、あるいは特殊な車でなかったらいけないのか。1時間ということもあるというようなことですので、アイソレーター自体の数というのは確保できているのでしょうか。

それとも確保できていない場合は、新たに購入しなければいけないということになって

くるのでしょうか。そのあたりをお尋ねしておきたいと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、黒崎委員から、県内のアイソレーターの配備状況ということでお話がございました。

先ほど部長から御説明させていただきました電源が必要なアイソレーターについては1台ございます。

あと、特殊な感染症の搬送車で電源が必要ということになりますけれども、県内におきましては電源が確保できる搬送車が今現在1台しかございませんので、実は各保健所におきまして、トランスバックという電源が必要でない簡易な形のアイソレーターがございません。現在、県内におきましては、そのトランスバックは15台ある状況でございます。

黒崎委員

そのトランスバックというのは、例えばアイソレーターと同様なぐらいの時間はもつのでしょうか。

梅田感染症・疾病対策室長

トランスバックにつきましては、電源は特に必要なく、簡易な形のアイソレーターという形になっておりますので、時間というのはございませんが、先ほどお話がありましたように、移送につきましては、中等症の方でしたら、時間が1時間半以上とか、2時間掛かったりすると、かなり体に負担が掛かるということがございますので、トランスバック自体に時間の制限はないのですけれども、やはりできたら想定は1時間半とか長くても2時間というのを考えております。

黒崎委員

ということは、1時間ぐらいの距離の所に助けを求めていくということになってくるのだらうということですね。

これについては、関西広域連合の中で、もし何かがあったときの御相談を十分していただくと同時に、県内の医療施設との連携もしっかりと想定をしていただきたいと思います。

年末にかけて、どんなことになるか分かりませんので、万全を期して用意をしておいていただきたいということを要望して終わります。

西沢委員

今、病院が崩壊するとかしないとか。医師、看護師は、人員がかなり厳しいと。

徳島県は、まだそこまでいっていないのだけれど、当然新型コロナウイルス感染症対策の医師、看護師が段々段々大変と、当然普通の医療体制がかなり厳しくなってくるというのは言われています。だからこそ、その医療応援体制、バックアップ体制というのを私が前に言ったことがありますよね。

もう非常事態ですからね。例えば看護学生などはそういう看護のための勉強をしている

と。だからこういう方々で高学年の方などは応援体制、そのバックアップに立ってもらうことも考えたり、それから獣医科の大学やそういう所にも。愛媛県の加計学園にも獣医学科ができました。そういう所にも新型コロナウイルス感染症の測量機器なども十分そろえておりますし、そのための人員も備えております。そちらのほうが元々専門でしたからね。

そういう所との応援体制というのはできているのですか。前に私はこうやったらどうですかと言いました。あまりいい返事ではなかったような気がするのですけれども、非常事態ですよ。

これは徳島県だけではなくて、全国の非常事態ですから、そんなことを考えた中での対応策、準備をしておく必要があると思うのですけれども、どうなのですか。前にも言いました。

仁井谷保健福祉部長

例えば、PCR検査はドクターだけではなくて、歯科医師であるとか、臨床検査技師であるとか、そういう本来医療行為とは少し違うことを専門にされている方々の支援も頂くというような形はとっておりまして、検体採取のための研修を行って、実際に動いていただけるような体制になっているということではございます。

それから、またPCR検査に関しましても、保健製薬環境センターが中心にやっておりますが、家畜衛生保健所にもPCR検査の機械がございますので、バックアップとして非常事態にはそちらにも協力していただくというような体制を取っておりまして、やはり委員がおっしゃいますとおり、非常事態でありますので、本来の業務に携わる人材以外、あるいは本来の業務以外の施設も含めての体制というものの構築に努めているところでございます。

西沢委員

答えがなかったけれど。看護学校とか獣医の関係の大学、学科とか、そういう所に、応援体制ができる体制。例えば、さっき黒崎委員が言われたように、大阪のほうに応援態勢を取ったとき、特に徳島県もそういう中では、徳島県の中でのバックアップ体制も必要。だから今のところ徳島県は大丈夫というものではなくて、外への応援態勢をしたら当然徳島県も県内でバックアップの体制を取らないといけない。

そういう中では、そういう看護を勉強している方々などは、そのための勉強もしているのですから、応援態勢を取ってもらったり、獣医師も当然、いろいろな方が先生も含めて機器も含めて、応援態勢を取れるのですから。そういう事を前にもお願いしました。

余りいい返事ではなかった気がします。でもこんな非常態勢のときには総力体制ではないといけないというのが本当ではないですか。

全然素人がやるのだったら別ですけども、そこそこ勉強している人たちがいるのではないですか。そういう方々との話合いに持っていかないといけないですね。

もう、まさかになってしまって、パニックになってしまってから総力体制を取ってくれよというのではなくて、今から体制を取っていくと、話合いをしていくと。

そのようなことになったときには応援態勢を取ってもらうと。体制はとっておかないといけないのと違いますか。どうなのですか、話合いはしていますか。

仁井谷保健福祉部長

やはり感染症でございますので、かなり高いスキルを要求される仕事だと思います。したがって、学生に、それを最前線で、というのは、なかなか難しい面もあろうかとは思いますが、仮に手伝っていただくとすれば、通常の業務のほうで学生は手伝っていただき、その他のスキルの高い看護師を感染症対策のほうに集中してもらおうと、こういったことになるのかなというふうには思います。

その意味で言いますと、看護師のOB、OGをプラチナ保健師、プラチナ看護師という形で看護協会でも人材のストックがございまして、こういった方々は、引退はされていますけど非常に高いスキルを元々お持ちの方ということでございまして、こういった方には、現実に例えば、ドライブスルーの検体採取の場所でありますとか、あるいは軽症者の方の療養のときでありますとか、そういうところのお手伝いをさせていただいているというところございまして、抱えている人材については、フル活用をして対応をしていくように準備をしているところでございます。

西沢委員

私が言っているのは、直接そういう担当にしろというのはそれは無理な話です。ではなくて、バックアップ体制というのは、その医者とか看護師などが、そちらの体制にいくと。ではその穴を埋めるための人材も必要なのですね。

できるだけ、その中では、そういう医療関係の勉強している人、また違う角度の勉強をしている人、そういうふうな方々にも、きちんと応援態勢を取ってもらおうと。

そういう、どんなことがあっても後々応援態勢を取ることができる体制というのもしないといけない。今、日本は少し人数的にも少ないと言っても、いつそうなるか分からないという中では、やはり体制を取れるものは取っていくと。話を進めていくと。まさかの時はもう、いつ来るか分からないのですから。やはりできるだけそういう体制を取っておくというのが、私はもう、これが非常時態勢ではないかなと思うのです。

さらに、今、世界的に、また日本も大変な状態になってきているので、またこれがいつ終息するか分からない。ワクチンも本当に効くかどうか分からない。やってみないと分からないというようなところがあって、やっぱりまさかのときを考えておくのが、これが危機管理。どうもまだまだ危機管理が体制的には弱い気がします。

だから、遠慮をするときではないということです。やはりできることは全力で全部やっているという体制が必要なのではないかな。それが危機管理。今、世界全体が最大の危機管理の危機ですよ。人類にとって大きな危機ですよ。だからこそ最大の危機体制を取っていくということが必要だということを言っているわけです。

だから、そういう医療関係に従事した勉強をしている人、勉強中の人でも含めて、そういうバックのバックでもいいです。そういう、できるだけ応援態勢を取るということは必要だと思います。

当然さっきのOB、看護師、医者の方々にも、そういうバックアップ体制を取っていただく、当たり前ですよ。それは応援態勢を取っていくように、きちんと話はできているのですか。これは今からですか。

仁井谷保健福祉部長

もう既に、関わっていただいているところでございます。

西沢委員

こんな話は前からありましたからね。でも、そういう方々は人数的には少ないですよ。そして、当然ながら残念だけど、個人個人の問題ですから。引き受けるかどうか。全員がしてくれるかどうかも分からない。

だからこそ、いろいろな角度で応援態勢を取る体制を確保していくというのが、行政としてすべきことだと私は思います。

看護学校は、まだまだ勉強中だから駄目だと。獣医学校は、獣医の関係は部署が違うから駄目だというものでは、私はないと思うのです。そういうことをお願いして終わります。

喜多委員

ただいま、部長から説明がありました説明資料の①のアの新型コロナウイルス感染症対策啓発強化事業について、改めてどんなことをされるかお尋ねいたします。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、補正予算としてお願いをさせていただいております新型コロナウイルス感染症対策啓発強化事業の中身について、御質問いただいたところでございます。

この事業でございますけれども、先だって、9月定例会で新型コロナウイルス感染症に関する条例をお認めいただいたところでございます。

本条例に基づきまして、社会経済活動を引き上げながら、今後想定されます感染拡大の波に対する一定の備えをしっかりと作り上げていくというところでございます。

そのような中で、やはり年末年始にかけて、人の移動が盛んになるということでございますので、県民、事業者の皆様方、さらには、県外から来られる方々を対象にした啓発強化をしっかりと行っていきたいと思っております。

その中で大きく二つの柱を設けているところでございまして、一つは、感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーについて、いろいろな所で既に掲載いただいているところでございますけれども、しっかりと拡大していききたいと思っております。

この実践店の参加団体の更なる増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、年末年始に向けた新型コロナウイルス感染症対策の啓発の実施ということでございまして、新聞、あるいはSNS、動画、チラシなどとともに、例えば年末年始に来県帰県される皆様方を対象とした啓発活動といったものにも取り組んでいきたいと思っております。

喜多委員

ガイドライン実践店の増加ということで、現在、目標はどのくらいの数値にしてござい

ますか。

勝間危機管理環境部次長

ガイドライン実践店ステッカーの現状ということでございますけれども、先だつての11月20日現在の数値にはなりますが、1,368店舗で貼り付けていただいているところでございます。

ただ、この数字については、まだまだというところもございます。これらにつきまして、更に増加を目指していきたいと思つているところでございます。

喜多委員

次の3ページですけれども、入院患者のための病床確保事業ということと、3点挙げておりますけれども、改めてこの病床確保ということで、どのくらいの病床を確保する予定でございますか。

美原広域医療室長

入院患者のための病床確保事業についての御質問でございます。

病床確保につきましては、12病院200床を確保しているところでございます。

喜多委員

軽症者と医療従事者は、改めてどのくらいの確保が要るのですか。

美原広域医療室長

まず、宿泊療養施設となります軽症者、無症状者用の部屋につきましては、東横イン眉山口を一棟借り上げておりまして、そこで150室という想定をしております。

それから、医療従事者等一時滞在施設につきましては、六つのホテル、徳島市で二つ、阿南市で二つ、吉野川市、鳴門市でそれぞれ一つずつ、借り上げております。

借上施設については、ホテルの特定につながるおそれがあるため、公表は差し控えているところでございます。

喜多委員

先ほどの200床について、例えば他の県では、200床があるのだけれど、実際に使えるのは、そのうちの100床や150床などになるということで、例えば即200人の患者が出て、病院に入ってきた場合は、確保できないということをおっしゃっているのですけれども、その状況はどのような感じになっておりますか。

美原広域医療室長

まず200床につきましては、実際に患者を受け入れる床数として200床という確保でございます。

この200床の根拠といたしましては、医療関係者と協議会を開催して示しているところでございますが、厚生労働省の6月19日付事務連絡により算出されたピーク時の患者推計

というものがございます。

こちらのほうにつきましては、本県では、高齢者群中心モデルというものを選択しております。実効再生産数につきましては、標準形として提示された1.7。外出自粛等社会的な協力要請を行うために要する日数としては、標準形でしたら提示された3日。その結果、ピーク時の入院患者数は159人と推計をしているところでございます。

こちらにつきましては、現状、患者推計に対する入院受入病床につきましては、現在確保している200床で対応可能と考えているところでございます。

喜多委員

12月24日開始予定の旧海部病院はどのくらいの受入予定ですか。

松島病院局政策調査幹

ただいま、旧海部病院の部屋の数がどれくらいかという御質問を頂いております。旧海部病院につきましては、宿泊療養施設ということで入院医療機関ではなく、軽症者または無症状の方が入る施設として、今、改修を行っております。

まず4階部分を一部供用いたしまして、30室の確保を行って、12月24日から運用を開始したいと考えております。

喜多委員

続いてこの30室以外に、どのくらいの予定になっているのですか。

松島病院局政策調査幹

旧海部病院につきましては、11月末に4階部分の30室の工事が終わり、それから備品等を入れまして、スタッフの動きなど運用の動線等を確認して、まず4階部分30室を運用させていただきます。

また3階部分につきましては、3月末までに工事を完成させ、工事完成後、運用したいと考えております。

喜多委員

同じく3ページの「受診・相談」機能強化事業について、今、6か所の保健所で行っている相談をコールセンターで一元化するということですがけれども、具体的にどうなるのでしょうか。

保健所に掛かってきたものをコールセンターにつなぐようになるのか、それともコールセンターで、受け付けていくのか、どのような仕組みになって一元化していくのかお尋ねいたします。

梅田感染症・疾病対策室長

コールセンターの仕組みの御質問を頂きました。

今回、このコールセンターということで、事業を挙げさせていただいています。従来は、心配なことがあったら、まず保健所のほうに相談ということで、保健所の帰国者・接触者

相談センターで対応いただいていた状況でございますが、11月9日から新たな受診相談体制ということで、地域の身近なかかりつけ医に、まず御相談いただいて、そこで診療と必要に応じて検査ということで、新たな受診体制を整えたところでございます。

こういった新たな体制下におきましては、今までだったら、症状があったら保健所に設置されております受診相談センターにおいて相談していたのが、現在、受診相談センターは、最寄りの適切な診療・検査協力医療機関の御案内ということで、業務が移行になったということでございます。今後につきましては、発熱症状のある方を受診相談につなげる、それをスムーズに行うということで、新たにコールセンターを設置いたしまして、今まで、各保健所でバラバラに対応していたものを、相談窓口の一元化ということで、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

この概要につきましては、平日の昼間は、保健所で従来のように、受診相談センターということで対応いただくのですが、こちらのコールセンターは、平日の夜間午後5時から次の日の朝9時までということと、土日祝日と、休日の24時間対応という形で考えておりまして、そういった夜間であったりとか、休日に体調が悪いといった方につきましては、かかりつけ医がなくて、どこに相談したらいいだろうという方につきましては、対応できるような形でこのコールセンターを設置しておりますので、今後、県民の皆様の安心につながるものと考えております。

福山委員長

質疑の途中ではございますが、午餐のため、委員会を休憩いたします。(12時01分)

福山委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時04分)

質疑をどうぞ。

喜多委員

先ほどの続きですけれども、コールセンターは県の職員が担当しているのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

コールセンターの職員につきましては、県の委託業者の職員となっておりますが、その委託業者を選定する際には研修であったりとか、いろいろなところのスキルを持っていることを確認いたしまして、コールセンターの職員ということで委託業者に委託するものでございます。

喜多委員

ファックスもできるということですが、ファックスはどこが担当になっているのですか。

梅田感染症・疾病対策室長

ファックスにつきましては、今検討中でございますけれども、対応できるような形で、今後考えてまいりたいと考えております。

喜多委員

先ほど説明がありました新型コロナウイルス感染症とは外れるのですが、災害時燃料供給体制確保事業ということで説明がありました。タンクローリーということで2,500万円の内訳というか内容はどのようになっておりますでしょうか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

災害時の移動式燃料給油機のことをございますけれども、南海トラフ地震など沿岸部で津波による被害が想定されておまして、その場合に救助活動を実施するために緊急車両への燃料供給体制を確保するということから、今回、国の補助事業を活用しまして、県立防災センターと県立南部防災館に2機移動式燃料給油機を配備し、それによりまして被害状況の調査とか救助活動を迅速に行える体制を整えたいと考えております。

喜多委員

タンクローリーを借り上げるということになるのですか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

タンクローリーにつきましては、協定している団体等から協力を頂きながら、実際確保しながら体制を整えたいと思っております。

喜多委員

ということは、必要に応じて借り上げるという費用がこの2,500万円ということになるのですか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

今回の予算につきましては、この移動式燃料給油機を2機ほど配備するための費用でございまして、災害時にタンクローリーなど借り上げるのはまた別途費用を払うという形になっております。

喜多委員

そうしたら基地を作るということですか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

今回配備するのが、移動式燃料給油機といいまして、計量機のことをございまして、それを必要な場所に持って行きまして、そこで臨時の給油所を造りまして、そこで燃料供給を行うと考えております。

喜多委員

東日本大震災の時も燃料が切れて、何もかもが全部止まってしまったということがあるので、すごくいいことでないのかと思っております。

また、話が元に戻りますけれども、この新型コロナウイルス感染症について、徳島は1か月に20人前後ぐらいが発生しておりますけれども、全国的には今危機的状態で、札幌、大阪、東京を中心に拡散しておりますけれども、先ほど説明いただいた資料1の新型コロナウイルス感染症への対応ということについて、徳島は今のところまあまあ少ないというか、0人、0人、1人、1人とか2人になっております。先ほど西沢委員が言ったように、11月5日に対策本部会議をしてから徳島は安泰でございます。けれども、県外は今言ったようにすごく大変な危機的状態ということになっていると思います。これ以降は対策本部会議をしていないようなことですが、臨戦態勢というか非常に危機的、年末を控えて大変な状況になるという仮定のもとに、もう少し開いてもいいのではないかなという気もいたしますけれども、対策本部会議というのはこのような状況ですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、喜多委員から、新型コロナウイルス感染症の危機管理に関する本部会議の状況について御質問いただいたところでございます。

確かに対策本部会議は直近でいきますと11月5日に開催させていただいたところでございます。

この中で、正に年末年始に向けた県民・事業者の皆様に対するお願いということを打ち出しまして、これから12月に入ろうかという今に向けて、注意喚起を促させていただいているところでございます。

また、県民の皆様方に対するアナウンスといたしましては、例えば今発生状況を見ますと、正直言いますと0ではないという状況でございます。その中で知事から発生に応じた形での記者会見を行い、県民の皆様方に対する注意喚起もしっかりと行わせていただいているところでございます。

さらに、当然のことながら、前回の議会で御決議いただきました条例に基づきました啓発活動も継続的に実施しているところでございます。

それに重ねまして、今回11月補正予算で、先ほどお答えをさせていただきました啓発事業につきましても、先議でお認めいただきたいということで御提案させていただいた、その中で県民・事業者の皆様方に対する啓発活動を一生懸命やらせていただこうと思っているところでございます。

ただ、委員から御指摘のあったとおり、状況が日々刻々と変化をしているところでございます。

国でも、例えば政府の分科会等々でいろいろな提言もなされているところでございまして、それらの動きについては我々としてはアンテナを高くし、情報収集し、県としての対応というところも探っているところでございます。

そういった中で、必要なタイミングがあれば我々としても県民の皆様あるいは事業者の皆様メッセージをお伝えするような機会を持っていきたいと思っているところでございます。

喜多委員

来年の2月が来たらちょうど1年になって、すごい長期戦ということになります。

これからも何年掛かるか分からないというか、5年か10年か20年かということになるのかと思っております。

例えワクチンができて、大なり小なり、この新型コロナウイルス感染症が無くなるということはある得ないことだと思っております。

知事を先頭に皆様方は大変だろうと思っておりますけれども、徳島でこの新型コロナウイルス感染症が爆発的に広がって大変だなということにならないように、しっかりと御努力をお願いしたいと思います。

西沢委員

何か給油関係の装置みたいなものを旧の印刷センターに置くのですか。もう一度そのへんをお願いします。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

先ほどの補正予算の給油機の話ですが、置くのは、県立防災センターと南部防災館を予定しております。

西沢委員

旧の印刷センターには置かないの。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

今回、国から補助の採択を受けまして、県に2台配備いただけることになりました。

それを踏まえて、現在倉庫としてきちんとあります県立防災センターの備蓄倉庫と県南部防災館にそれぞれ災害に備えて置こうというものでございます。

西沢委員

旧の印刷センターには、そういう、つかったらまずいような物は置かないの。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

旧の印刷センターは、まだこれから整備をしていくということで、給油機は、たちまち今年度中に本県へ納品されるということもございますので、その2機については、まずは県立防災センターと南部防災館へと。これは移動式でございますので、極端に言いますとある程度の面積があればいろいろな所へ持って行ってタンクローリーと直結することによって災害現場又はその近辺で給油所を開設できるということですので、場合によっては旧の印刷センターで配送でトラック等に給油が必要となる場合には、そこへこれを移動してそこで給油をやることは可能になります。

西沢委員

旧の印刷センターで、例えば自家発電装置など何かそういうつかったらいけない設備関係を置く場合には、つからないように少し高くしてとか仕掛けして置きますよね。

もう一つ、例えば海陽町にあるまぜのおかに、もし仮にそういう給油関係のものを置く

としたら、ヘリコプター関係の燃料なども一応基地として置いておいて、例えばずっと置いていたら劣化するかも分からないから、使いながら回していくということも必要かもしれないけれども、一応あの辺りをヘリ基地として利用できるように、できたらヘリの燃料タンクを置いてほしいのですが、いかがですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

現在、南部につきましては、海部郡牟岐町にあります消防本部にドラム缶で燃料を備蓄させていただいております。

それは、平時の救助活動等でいちいち徳島空港へ来られなくても現場のほうで給油しながら活動を継続するという意味での燃料を確保しております。

委員がおっしゃいましたとおり、大規模災害時には継続的にその現場で燃料補給しながら活動するというのは大変重要だと思いますので、タンクローリーを持っている石油協同組合等とも今後調整しながらヘリの燃料もその他軽油とか、ガソリンと併せて一緒のように考えていくことが必要だと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

西沢委員

実は、うちもガソリンスタンドをやっていたのですよ。町のつかる所で。そこにはいろいろヘリコプターの燃料関係もドラム缶をいくつか置いておいてという話があって置いてあったのです。

だから、そういうヘリコプター関係の燃料を置かしてくれと置いてあったガソリンスタンドがいっぱいあったと思うのです。

それはつかる所であろうと、なかろうと関係なしに、私がやっていたときは置いてあったので、そんなことがないように、そういう緊急非常事態、南海トラフ地震みたいに非常事態になったときにでも大丈夫なような備蓄の方法を考えなければいけないというのはその時から思ったのです。

だから、それを含めて牟岐の消防本部はわかります。あそこにドラム缶を置いているのでは流れてしまいます。だからつからないような所に持って行ってほしいと思います。

古川副委員長

私からも、少しだけお聞きさせてもらいたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、第1波が終わる頃から、この秋冬に更なる波が来るのではないのかということも言われておりまして、今回本当にそういうような状況にもなっているわけです。私も機会あるごとに、秋冬に備えてということ、油断せずに対策を、ということを度々言ってきましたけれども、県も検査体制の強化も進めて、そして医療提供体制についても、病床とか、ホテルとかの確保も緩めることなく維持して進めていただいているかなと思っております。

今回、最初東北くらいから出て、今、北海道は大変な状況になっています。大都会は人も多いし、交流も多いので100人、200人、300人と1日に出ています。これから12月、1月、2月になって更に寒くなってきて南のほうに降りてこなければいいと思っております。徳島県で1日数十人出るということになったら、それこそ大変な状況になると思います。

そういう状況にならないようにしっかりと対策をしていかなければいけないのですが、どうやったらいいかという、各人が気を付けていかなければ仕方ないと思っているのですが、先ほど11月5日の対策本部会議でも、県民の方や事業者の方に「5つの場面」ということをお願いしていくということも言われていました。今回新型コロナウイルス感染症対策の国の分科会が感染リスクが高まる「5つの場面」ということ、最初七つあったみたいなのですが、多過ぎたらあれということで五つにしたみたいなのですが、「5つの場面」ということを設定して、これをしっかりと県民の皆さんに知ってもらって、気を付けてもらうということが一番大事かと思っています。

また、飲食を伴う懇親会とか、大人数、長時間に及ぶ飲食というのは、これから年末年始にかけて機会も増えてくると思いますので、そのあたりをしっかりと周知して、気を付けてもらうということは大事だと思います。マスクなしでの会話については、マスクはかなり皆さんに浸透しているかなと思っています。

あと、狭い空間での共同生活というのも、徳島県ではそんなにあれかと思うのですが、あとは居場所の切り替わりに気を付けるというのもすごく大事と思っています。

こもってなくて社会活動もしていかないといけないということでいろいろな動きもありますけれども、会議などに出ても、会議をやっているときは、椅子などもスタンスを広く取ってやっているのですが、終わった後にバーツと集まって話をしたり、エレベーターでかなり密になったり、そういう場面の切り替わりでかなりまだまだできてないかというような印象を持っていますので、「5つの場面」ということをしっかりと周知をしていただきたいと思います。

今回、補正予算でそういう広報の予算も計上されております。補正予算が議決された場合、チラシなども含めて、いろいろなことをやるということと言われていましたけれども、そういう周知の中に「5つの場面」というのを強調して周知広報してほしいと思っています。この点についてもう1回お聞きしたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

今、古川副委員長から、県民に向けた広報、とりわけ、密の感染リスクが高まる「5つの場面」に注意をしましょうという内容の広報について御質問いただきました。

正に、今、古川副委員長からお話がありましたこの「5つの場面」は、10月下旬に政府分科会が政府に向けた提言の中で打ち出したわけですが、これは徳島県としてもしっかりと受け止めまして、先ほど申し上げました11月5日の対策本部会議の中で、県民向けの広報の中にこの「5つの場面」をしっかりと位置付けさせていただき、広報を行っているところでございます。

ただ、昨今の政府の分科会において、この「5つの場面」についてメッセージが社会には十分には浸透せず、これまでの警告メッセージが人々に十分伝わっていない、あるいは感染リスクが高まる「5つの場面」を避け、感染リスクを避けながら会食を楽しむ工夫等について、今まで以上に遵守していただきたいということが、意見として発信をされているところでございます。

こういった中で、私どもから今回提案させていただいております11月補正予算をしっかりと活用し、これから人の交流の増加が懸念される年末年始に向けまして、正に集中的に

それぞれ県民，事業者の方々の行動を変容していただくということを目指しておりますので，人々の心に届いて共感が得られやすい形でということ，例えば新聞の広告でありますとか，あるいは動画をしっかりと活用し，啓発を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

古川副委員長

分かりました。きちんと周知していかないといけないというのは分かっていますが，県民の方一人一人への周知というのはなかなか難しいところがあるというのは，皆さん御存じのとおりだと思います。予算も幾らでもあるのならどんどんテレビ等でも広告を打てるのですけれども，限りある予算の中でどうやって周知していくかというのは本当に難しいところだと思います。先ほど新聞広告というか，チラシなどもということなのですから，この今回の予算の積算の中で今回もまた折り込みチラシなども考えているのですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま，今回の啓発強化学業の中身について御質問いただいたところでございます。

正に，今回の事業の積算の中におきましては，今申し上げました，例えば新聞広告でありますとか，あるいはチラシの作成・配布，それから動画の制作配信等々を積算に乗せているところでございます。今の状況がありますので，12月のできるだけ早いタイミングで，これを実際に県民の皆様方，事業者の皆様方のお手元に届くような形で，事業を展開させていただきたいと思っております。

古川副委員長

分かりました。こういう条例のチラシも新聞に入っていたりして，私は取っていつも手元には置いているのですけれども，新聞に挟んでいるのは，右から左へ捨てられてしまうのも困るので，何かいろいろな工夫をしてしっかりと県民の方に理解をしてもらえるような，例えば家の中に貼ってもらえるような感じで工夫をしたり，うちも結構トイレの中などに貼っておけば，いろいろ見られるので，そういうような形で，家の中で使ってもらえるような工夫もしていただいて，限られた予算の中ですけれども，できるだけ周知ができるようにしていただきたいと思っております。

あと，もう1点，先ほども夏のとくしま応援割の報告があったのですが，今回冬のとくしま応援割ということで予算計上されています。これについては，今回こういうような形で第3波という形で来ていますけれども，実施スケジュール的にはどのように考えていらっしゃいますか。

島田商工政策課長

ただいま，古川副委員長から，冬のとくしま応援割の開始の時期について御質問を頂いたところでございます。

冬のとくしま応援割につきましては，来たる12月1日より実施する予定でございます。

古川副委員長

これについては、12月1日と決めたのがいつの時点か分からないのですけれども、新型コロナウイルス感染症がこういう状況になってきて、更にもう1回、対策本部などそういうような中で検討するというようなことは考えてはないのですか。

島田商工政策課長

冬のとくしま応援割につきましては、対象者を県内在住の方に限定をしていること、また県内では現在のところ徳島アラートは発令されておらず、感染観察の状態にあることから12月1日からスタートすると決定したところでございます。

実施に当たりましては、先ほど御質問もありましたけれども、県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例に基づきまして、感染予防対策に積極的に取り組む宿泊施設、旅行会社に限定して募集、登録を行うとともに、県民の皆様にもマスクの着用や手洗い、3密回避など新しい旅のエチケットを踏まえた基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。今の状況は私もまだ大丈夫かなと思いますけれども、本当に日に日に変わっていくような状況がありますので、そのあたりをしっかりと見ながら、決めてしまったからもうやっつけてしまえというのではなくて、状況をしっかりと見た上で判断を適宜していくというような体制を取っていただきたいと思っておりますし、さっき言った五つの場面について、ホテルなどでも協力してもらい、周知もしてもらいような体制も是非取っていただいて、せっかく旅行するので、きちんと新型コロナウイルスに感染しないような形でできるように対策を取っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

島田商工政策課長

ただいま、御質問がありました件につきましては、当然危機管理環境部ともしっかりと連携を取らせていただきまして、この実施に当たりまして、宿泊施設を対象とした説明会を来たる11月30日に予定しておりますので、そこでしっかりと観光協会の皆様とともに、説明をして、感染予防対策をしっかりと取り組めるように周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

福山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(13時31分)